主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上山武の上告趣意のうち判例違反をいう点は、所論引用の判例は、本件と 事案を異にして適切ではなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつ て、適法な上告理由にあたらない。(原審の判示した被告人の関税法――三条の二 の虚偽申告および同法―――条―項の無許可輸出の各幇助の罪に関する事実は、A らが、事実は標準外決済方法による輸出であるのに、輸出貨物代金前受証明書ある いは外貨交換済証明書を買い受けて、外国為替銀行の認証を受け、標準決済方法に よる輸出であるように装つて、税関長に対し、右認証書とともに輸出申告をしてそ の許可を受けたうえ、貨物を輸出するものであることを知りながら、被告人におい て、外貨交換済証明書等を右Aらに売り渡すなどして、同人らの右輸出申告および 輸出を幇助した、というものである。しかしこのような事実関係のもとにおいては、 本件輸出許可が、重大かつ明白な瑕疵ある行政行為であるから無効のものであると は解されず、したがつてその輸出は、税関長の有効な許可のもとになされたものと いうべきであるから、その本犯について虚偽申告罪の成立が認められるとしても、 無許可輸出罪は成立しないものといわなければならない。してみると被告人につき 無許可輸出の幇助の罪の成立を認めた原判決は、この点において誤りがある。しか し本件無許可輸出幇助の罪は、外国為替及び外国貿易管理法七〇条二一号、四八条 一項、輸出貿易管理令一条の無承認輸出の幇助の罪と観念的競合の関係にあるもの として処断されたものであり、その法定刑をみると、最も重い刑である懲役刑は、 いずれも三年以下で同じであるから、前者の罪の成立が認められないとしても、そ の処断刑が異ならないことなどを勘案すれば、原判決を破棄しなければ著しく正義 に反するものということはできない。)

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

## 昭和四五年一〇月二二日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ